

山梨県公報

号外第四十一号

平成二十四年
七月六日

金 曜 日

目次

条 例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………一

条 例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十三号

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山梨県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項第二号八の規定により申請書に添付して提出されている出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区に存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区)の長が発行する書面は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)による改正後の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)

第十二条第一項に規定する住民票の写し(同法の適用を受けない役員にあつては、この条例による改正後の山梨県特定非営利活動促進法施行条例第二条第一項第二号の書面)とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番